

障害者控除の認定制度について

身体障害者手帳などの交付を受けていない65歳以上の方で、介護保険制度の要介護認定などに基づき「障害者」及び「特別障害者」に準ずると認められた方は、所得税や住民税において「障害者控除」として一定の金額を所得から差し引くことができます。

申請されると職員による調査及び介護認定の審査判定資料などを確認し「**障害者控除対象者認定書**」の交付を行います。この認定書を申告の際に税務署などへ提出すると、税法上の障害者控除が受けられます。

対象者 65歳以上で要介護認定を受けている方などで、次のいずれかに該当する方

※認定は、障害者控除の適用を受ける年の12月31日現在における身体状況などに基づき行います。

区分	認定区分	認定基準
特別障害者に準ずる者	(1) 重度障害者 (1級、2級)に準ずる者	要介護4以上に認定されており、かつ、主治医意見書などに記載されている障害自立度がB以上の者
	(2) 知的障害者 (重度)に準ずる者	要介護4以上に認定されており、かつ、主治医意見書などに記載されている認知自立度がⅢ以上の者
	(3) 寝たきり高齢者	要介護4以上に認定されており、かつ、主治医意見書などに記載されている障害自立度がB2以上の者で介助を要する状態が6か月以上継続している者
障害者に準ずる者	(1) 身体障害者 (3級～6級)に準ずる者	要介護などに認定されており、かつ、主治医意見書などに記載されている障害自立度がA以上の者 ※ただし、特別障害者に準じる者を除く
	(2) 知的障害者 (中度、軽度)に準ずる者	要介護などに認定されており、かつ、主治医意見書などに記載されている認知自立度がⅡ以上の者 ※ただし、特別障害者に準じる者を除く

控除額		所得税	住民税
		特別障害者	40万円
	障害者	27万円	26万円

※「すでに身体障害者手帳などで控除を受けている方」及び「本人または扶養者が非課税で申告をする必要のない方」は該当しませんのでご注意ください。

問合せ先 いきいきプラザ都留内 福祉事務所 高齢者支援担当 ☎(46)5611(内線113)

都留市地域密着型サービス事業者の公募について

市では、介護保険事業計画に基づき、介護保険施設や居宅サービス事業所の基盤整備を進めています。

今回、平成20年4月以降に開設する地域密着型サービス事業者を公募します。

○募集する地域密着型サービス事業及び募集数

認知症対応型共同生活介護(グループホーム)2ユニット

○募集手続き

応募する事業者の方は、次の「応募申込に関する提出書類一覧」及び「開設提案に関する提出書類一覧」にある書類を提出してください。

①応募申込に関する提出書類一覧(提出書類は各1部)

応募申込書(様式第1号)、定款または寄付行為、法人登記簿謄本、事業者概要(任意様式)、事業予定の土地・建物に関する権利関係が確認できる書類(任意様式)

②開設提案に関する提出書類一覧(提出部数7部(正本1部、副本6部))

開設提案書(様式第2号)、事業スケジュール(任意様式)、基本計画図面(任意様式)、決算書など(任意様式)、資金計画書(任意様式)、従事職員関係(任意様式)、収支予算書(任意様式)

提出日時及び提出場所

日時 9月25日(火)～10月5日(金)

場所 いきいきプラザ都留内 健康推進課 介護保険担当 ※必ず電話連絡のうえ、ご来庁ください。

問合せ先 健康推進課 介護保険担当 ☎(46)5113

※応募する事業者の方は、「地域密着型サービス事業者公募について(要綱)」をお渡ししますので、連絡をお願いします。